

2021年
合格目標

Registered Customs Specialist

通関士講座 体験入学用テキスト

○基本テキスト(関税法)

○貨物分類暗記ノート

資格の学校
TAC

これは「基本講義(関税法)第1回」で使用する教材の
コピーです。

※当教材掲載の内容は、2021年合格目標コースのものです。

※実際のテキストはA5版です。

■ 本書の利用の仕方 ■

重要度表示

各節の見出しの☆印は重要度を示します。重要度の高いものからメリハリをつけてマスターしてください。

板書

重要な部分の図解や言葉の整理を行います。言葉だけではイメージしにくい文章も、スッキリ理解できます。皆さんが、板書に時間を取られず、講義に集中できるように工夫しました。

条文のポイント

条文のポイント

通関士試験では条文の理解が不可欠です。通関士試験合格に必要な条文のポイントをまとめました。これがあれば試験用六法を購入する必要はありません。

まとめ

ま と め

重要ポイントのまとめです。短時間で講義内容を復習する際や、試験直前期の総復習に威力を発揮します。

コラム

■ ■ ■ コラム ■ ■ ■

通関士試験関連情報やゴロ合わせを盛り込みました。気分転換を図るコーナーです。

基本講義 学習進度表

回数	基本テキスト（関税法）		貨物分類暗記ノート※
	項 目	頁	ミニテスト出題範囲
第 1 回	第 1 章	1 ～ 16	
第 2 回	第 2 章第 1 節（輸入通関手続の概要） ～第 2 章第 2 節 3 （輸入貨物の検査）	17 ～ 42	ミニテスト① 第 1 類～第 8 類
第 3 回	第 2 章第 2 節 4 （証明又は確認） ～第 3 節	43 ～ 71	ミニテスト② 第 9 類～第 16 類
第 4 回	第 3 章	73 ～ 102	ミニテスト③ 第 17 類～第 27 類
第 5 回	第 4 章 ～第 5 章第 2 節 2 （保税蔵置場）	103 ～ 141	ミニテスト④ 第 28 類～第 38 類
第 6 回	第 5 章第 2 節 3 （保税工場） ～第 5 章第 4 節（保税地域等における貨物の取締り）	142 ～ 167	ミニテスト⑤ 第 39 類～第 49 類
第 7 回	第 5 章第 5 節（貨物の収容） ～第 7 章第 2 節 1 （保税蔵置場等に置かれた貨物の場合）	168 ～ 198	ミニテスト⑥ 第 50 類～第 63 類
第 8 回	第 7 章第 2 節 2 （直ちに徴収される関税） ～第 8 章第 1 節（関税額の確定）	198 ～ 221	ミニテスト⑦ 第 64 類～第 71 類
第 9 回	第 8 章第 2 節（関税額の訂正） ～第 9 章	222 ～ 245	ミニテスト⑧ 第 72 類～第 83 類
第 10 回	第 10 章～第 11 章	247 ～ 286	ミニテスト⑨ 第 84 類～第 89 類 ミニテスト⑩（配付） 第 90 類～第 97 類

※『貨物分類暗記ノート』は別冊です。ミニテスト出題の貨物分類はCランクを含みます。

※学習進度表は一応の目安であり、一部変更になる場合がございます。

■ 目 次 ■

第 1 章 関税法の目的と定義

第 1 節 関税法の目的	2
第 2 節 定義	4
1 輸出入通関手続の流れ	4
2 輸出・輸入, 外国貨物・内国貨物	5
3 水産物	7
4 みなし輸入	9
5 内国貨物とみなされる場合	11
6 その他の用語の定義	14

第 2 章 輸入通関

第 1 節 輸入通関手続の概要	18
1 原則的な輸入通関手続の流れ	18
2 輸入（納税）申告方式と特例輸入申告制度	19
第 2 節 輸入（納税）申告方式の通関手続	20
1 輸入申告	20
2 添付書類	33
3 輸入貨物の検査	41
4 証明又は確認	43
5 原産地虚偽表示等	44
6 輸入の許可	48
7 輸入の許可前における貨物の引取り	48
8 帳簿等の備付け及び保存	52
第 3 節 輸入申告の特例（特例輸入申告制度）	58
1 特例輸入申告制度の概要	58
2 特例輸入者の承認	59
3 特例輸入申告制度を適用できない場合	64
4 特例輸入者の義務	64
5 輸入（引取）申告	67

6 特例申告	70
第 3 章 輸出通関その他	
第 1 節 輸出通関	74
1 輸出申告の方法	74
2 輸出申告事項	75
3 輸出申告の撤回と輸出申告事項の変更	78
4 仕入書等の提出	78
5 帳簿等の備付け及び保存	78
6 積戻し	79
第 2 節 輸出申告の特例.....	81
1 輸出申告の特例	81
2 特定輸出申告制度	86
3 認定製造者制度（特定製造貨物輸出申告）	90
第 3 節 郵便物の輸出入通関手続.....	97
1 郵便物の通関手続	97
2 郵便物の関税の納付	101
第 4 章 輸出又は輸入してはならない貨物	
第 1 節 輸出してはならない貨物	104
1 対象となる貨物と対抗措置	104
2 知的財産権侵害貨物等に対する認定手続	107
第 2 節 輸入してはならない貨物	118
1 対象となる貨物と対抗措置	118
2 知的財産権侵害貨物等に対する認定手続	123
第 5 章 保稅地域	
第 1 節 保稅地域總論	130
第 2 節 保稅地域各論	132
1 指定保稅地域	132
2 保稅蔵置場	135

3	保税工場	142
4	保税展示場	147
5	総合保税地域	152
第3節	特定保税承認制度	156
1	特定保税承認制度の目的と概要	156
2	特定保税承認	159
第4節	保税地域等における貨物の取扱い	164
1	貨物の取扱い	164
2	見本の一時持出し	166
3	廃棄, 滅却	166
4	帳簿への記載(記帳義務)	167
第5節	貨物の収容	168
1	貨物の収容とその方法	168
2	収容の効力	169
3	収容の解除	169
4	収容貨物の公売等	170
 第6章 外国貨物等の運送		
第1節	保税運送	174
1	保税運送	174
2	保税運送の手続を要しない外国貨物	174
3	保税運送の手続	176
第2節	保税運送の特例(特定保税運送制度)	181
1	保税運送の特例	181
2	承認の要件	182
3	規則等に関する改善措置	184
4	保税運送の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出	184
5	承認の失効	184
6	承認の取消し	185
7	運送の期間の経過による関税の徴収	186
第3節	難破貨物等の運送	187
1	難破貨物の運送	187

2 関税の徴収	187
第4節 内国貨物の運送	189

第7章 課税物件の確定の時期，適用法令，納税義務者

第1節 原則	192
1 総論	192
2 原則	192
第2節 例外	194
1 保税蔵置場等に置かれた貨物の場合	194
2 「直ちに徴収される関税」の場合	198
3 輸入申告がされない場合	204
4 その他の例外	205

第8章 関税額の確定方式，関税額の訂正

第1節 関税額の確定	210
1 申告納税方式	210
2 申告納税方式による関税の確定	211
3 賦課課税方式	217
4 賦課課税方式による関税の確定及び徴収	219
第2節 関税額の訂正	222
1 関税額の訂正	222
2 修正申告	222
3 更正の請求	225
4 更正及び決定	228

第9章 関税の納付，納期限・法定納期限，期間制限等

第1節 関税の納付	232
1 郵便物以外の場合	232
2 郵便物の場合	232
第2節 納期限と法定納期限	234

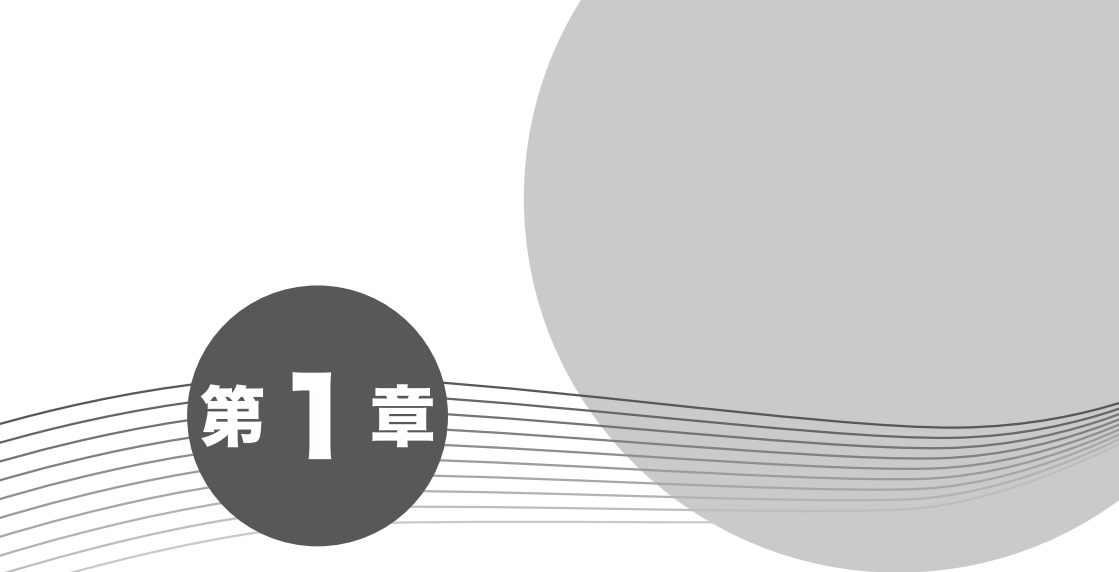
1 原則	234
2 例外	235
第 3 節 還付及び充当, 期間制限	239
1 過誤納金の還付及び充当	239
2 更正等の期間制限	239
3 関税の徴収権の時効	241

第 10 章 附帯税

第 1 節 延滞税	248
1 延滞税の意義及び性格	248
2 延滞税の税率と計算方法	248
3 延滞税の免除	249
4 還付加算金	255
第 2 節 加算税	257
1 過少申告加算税	257
2 無申告加算税	261
3 重加算税	264
4 加算税の非課税等と端数処理	268

第 11 章 不服申立て

第 1 節 不服申立て制度の意義等	274
第 2 節 関税等不服審査会への諮問等	278
1 関税等不服審査会への諮問	278
2 取消し訴訟との関係	278



第1章

関税法の目的と定義

本章では、関税法の目的を押えた上で、関税法上の用語の定義を学習する。今後の学習内容の基礎となるものであるから、しっかりと理解してほしい。特に、「外国貨物」の定義が重要である。

また、例年必ず出題されている分野であり、語群選択式での出題もあり得るので、正確な表現で覚えておく必要がある。

第1節

関税法の目的 ☆☆

貨物の輸入に際しては、本邦の産業を保護するため、関税という租税が徴収される。また、貨物の輸出入に際しては、税関という役所を通す手続（通関手続）が必要である。関税法は、関税の徴収等に関する手続を定めるとともに、貨物の通関に関する手続を規定している（関税法1条）。

すなわち関税法は、関税についての税法としての側面と、輸出入貨物についての通関法としての側面を有しているということである。

【関税法の目的】

関税の確定・納付・徴収・還付

→税法としての関税法

貨物の輸出及び輸入についての税関手続の適正な処理

→通関法としての関税法

条文のポイント 001

関税法は、**関税**の確定，納付，徴収及び還付並びに**貨物**の輸出入についての**税関手続の適正な処理**を図るため必要な事項を定めるものとする。

第2節

定義 ☆☆☆

Ⅰ 輸出入通関手続の流れ

詳細は第2, 3章で学習するが、用語の定義を理解する前提として、原則的な輸出入手続の流れを見てほしい。申告をし、許可を受ける必要があることがポイントである。また、輸入の場合は保税地域※に搬入した後に申告を行うが、輸出の場合には保税地域に搬入せずに申告を行うことができる。

※ 保税地域 輸出入貨物の通関手続を行うための一定の施設。指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場、総合保税地域の5つがある。詳しくは第5章で学習する。

【輸出入通関手続の流れ】

輸入通関

- ① 保税地域搬入
- ② 輸入（納税）申告
- ③ 必要な検査・審査
- ④ 納税
- ⑤ 輸入許可
- ⑥ 搬出（引取り）

輸出通関

- ① 輸出申告
- ② 保税地域搬入
- ③ 必要な検査・審査
- ④ 輸出許可
- ⑤ 搬出（引取り）

2 輸出・輸入，外国貨物・内国貨物

輸入，輸出の定義は以下の通りである（関税法2条1項1号，2号，3号，4号）。

【輸入・輸出】

輸入→外国貨物を本邦に引き取ること

輸出→内国貨物を外国に向けて送り出すこと

【外国貨物・内国貨物】

外国貨物→

- ① 輸出の許可を受けた貨物
- ② 外国から本邦に到着した貨物（外国の船舶により公海で採捕された水産物を含む）で輸入が許可される前のもの

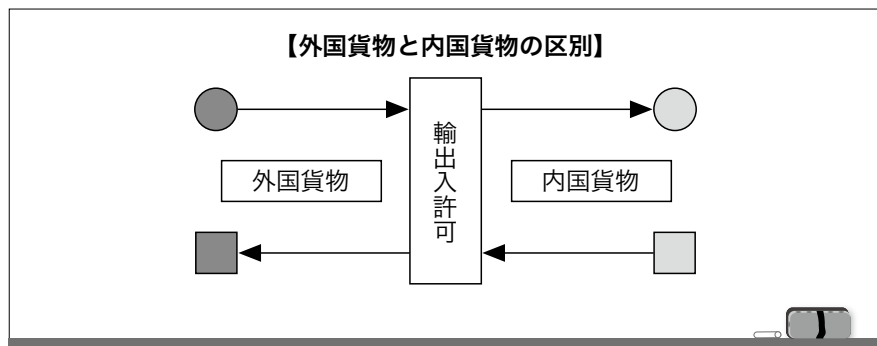
内国貨物→

- ① 本邦にある貨物で外国貨物でないもの
- ② 本邦の船舶により公海で採捕された水産物

輸入とは，外国貨物を本邦に引き取のことをいう。外国貨物については，原則として保税地域以外の場所に置くことはできないことになっており，関税の徴収確保等のため，関税法上様々な規制がされている。関税法においては，輸入の許可を受けることにより，この規制から解放されて内国貨物となり，「本邦に引き取る」ことができるものとしている。

外国貨物と内国貨物の区別は，関税法上の評価の問題である。輸出入の許可を受けたかどうか判断のポイントとなる。

水産物については，次の項目でふれる。



条文のポイント 002

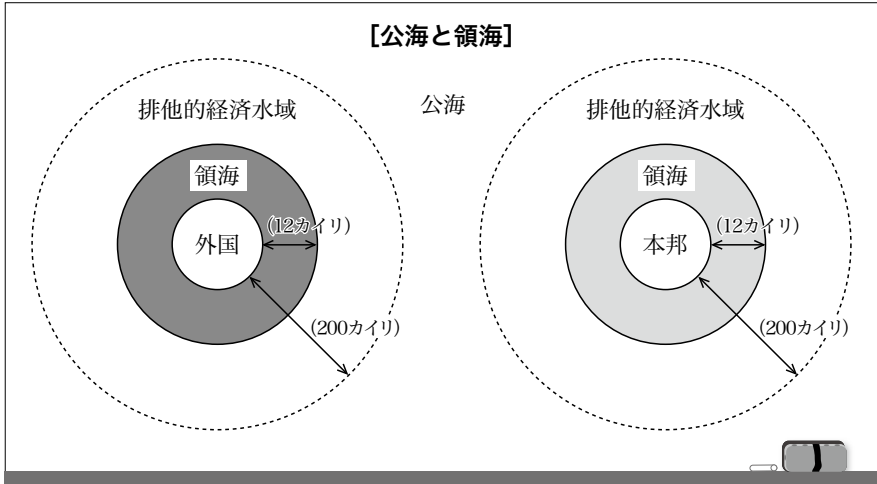
- 1 **輸入**とは、**外国から本邦に到着した貨物（外国の船舶により公海で採捕された水産物を含む）**又は**輸出の許可**を受けた貨物を本邦に（保税地域を経由するものについては、保税地域を経て本邦に）**引き取る**ことをいう。^{※1, 2}
- 2 **輸出**とは、**内国貨物**を外国に向けて送り出すことをいう。
- 3 **外国貨物**とは、**輸出の許可**を受けた貨物及び**外国から本邦に到着した貨物（外国の船舶により公海で採捕された水産物を含む）**で**輸入が許可される前のもの**をいう。
- 4 **内国貨物**とは、**本邦にある貨物で外国貨物でないもの及び本邦の船舶により公海で採捕された水産物**をいう。

※1 公海で採捕された水産物には、本邦の排他的経済水域の海域及び外国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物を含むものとする（2条2項）。

※2 大部分の外国貨物は、保税地域に搬入した上で輸入される。「保税地域を経て本邦に引き取る」とは、搬入しただけでは輸入にはあらず、保税地域から引き取ることによって初めて輸入に該当することを意味している。

3 水産物

水産物についての外国貨物、内国貨物の区別については、次の図を参考にしてほしい。



まとめ

- 1 本邦の領海で採捕→内国貨物
- 2 外国の領海で採捕→外国貨物
- 3 公海（または排他的経済水域）で採捕された水産物
 - (1) 本邦の船舶により採捕→内国貨物
 - (2) 外国の船舶により採捕→外国貨物

Advanced Study

1 本邦または外国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物

関税法上、本邦または外国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物は、公海で採捕されたものとして扱われる。すなわち、排他的経済水域については、公海として考えればよいことになる。

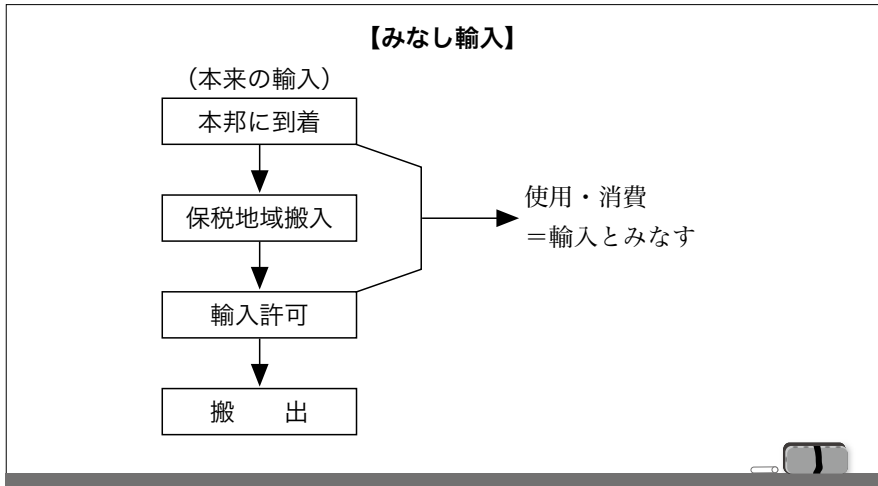
2 積戻し

積戻しとは、外国貨物を外国に向けて送り出すことをいう（関税法75条）。この点、内国貨物を外国に向けて送り出す行為である輸出と区別されている。

3 関税定率法上の輸出

関税定率法上の「輸出」は、関税法に規定する行為の他に、貨物を特定の国から他の国に向けて送り出すことも含む（関税定率法2条）。ここで、公海および排他的経済水域の海域で採捕された水産物については、これを採捕したその国の船舶が「特定の国」として扱われる。

4 みなし輸入



1. 原則

外国から本邦に到着した貨物については、本邦に（保税地域を経由するものについては、保税地域を経て本邦に）引き取ることが「輸入」であった。外国から本邦に到着し、保税地域に搬入したワインを、輸入の許可を受ける前に飲んでしまった場合、保税地域からの引き取りがないため、「輸入」には該当しないことになってしまう。しかし、このような行為は「輸入」と同視して、関税も徴収すべきである。そこで、外国貨物が輸入される前に本邦において使用され、又は消費される場合には、その使用し、又は消費する者がその使用または消費の時に当該貨物を輸入するものとみなすこととした（関税法2条3項）。

2. 例外

外国貨物の輸入前における本邦での使用、消費行為のすべてを輸入とみなし、関税を徴収することは妥当ではないため、次の場合においては、例外として輸入とみなさないこととなっている（2条3項かつこ書、施行令1条の2）。

- ① 保税地域において関税法により認められたところに従って外国貨物が使用され、又は消費される場合

保税蔵置場において、税関長の許可を受けて外国貨物について簡単な加工を行う場合等が挙げられる。

- ② 本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機に積まれている外国貨物である船用品又は機用品を当該船舶又は航空機において本来の用途に従って使用し、又は消費する場合

外国貿易船において外国貨物である燃料油を消費する場合等が挙げられる。

- ③ 旅客または乗組員がその携帯品である外国貨物をその個人的な用途に供するため使用し、又は消費する場合

海外旅行の土産である酒、たばこについて、旅客が個人的に消費する場合等が挙げられる。

- ④ 関税法の規定により税関職員が採取した外国貨物の見本を当該貨物の検査のため使用し、若しくは消費する場合又はその他の法律の規定により権限のある公務員が収去した外国貨物をその権限に基づいて使用し、若しくは消費する場合

植物防疫法上の検査のため、権限のある公務員が外国貨物を収去する場合等が挙げられる。

条文のポイント 003

外国貨物が**輸入される前に本邦において使用され、又は消費される場合には、その使用し、又は消費する者がその使用又は消費の時に当該貨物を輸入するものとみなす。**

ただし、次に掲げる場合を除く。

- 1 **保税地域**において**関税法**により認められたところに従って外国貨物が使用され、又は消費される場合
- 2 本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機に積まれている外国貨物である**船用品**又は**機用品**を当該船舶又は航空機において**本来の用途**に従って使用し、又は消費する場合
- 3 旅客又は乗組員がその**携帯品**である外国貨物をその**個人的な用途**に供するため使用し、又は消費する場合
- 4 関税法の規定により**税関職員**が採取した外国貨物の**見本**を当該貨物の**検査**のため使用し、若しくは消費する場合又は食品衛生法その他の法律の規定により**権限のある公務員**が**収去**した外国貨物をその権限に基づいて使用し、若しくは消費する場合

5 内国貨物とみなされる場合

1. みなし内国貨物

外国から本邦に到着した貨物については、通常の場合、輸入の許可を受けた時に輸入されたことになり、以後内国貨物として扱われる。しかし、手続として輸入の許可を経由しないで輸入される貨物については、一定の時点で輸入の許可を受けたものとし、内国貨物とみなすことになっている（関税法 74 条、施行令 64 条の 2）。既に関税が徴収された場合や国庫に帰属した場合に、外国貨物として関税法の拘束を与えておくのは適当ではないからである。いくつかの場合があるが、次の 4 つについて、まずはしっかりと押えておいてほしい。

条文のポイント 004

外国貨物で次のものは、関税法の適用については、**輸入を許可された貨物とみなす**。

- 1 日本郵便株式会社から**交付された郵便物**若しくは**信書便物**※の送達を行う者から交付された**信書**
- 2 **許可の期間満了後保税展示場にある外国貨物について関税が徴収されたもの**
- 3 **公売**に付され、若しくは**随意契約**により**売却**されて買受人が買い受けたもの
- 4 保税工場、保税展示場、総合保税地域外における使用または作業の許可を受けた貨物で、**指定された期間を経過して関税が徴収されたもの**

※ 信書便物

民間の宅配事業者が取り扱う信書をいう。信書には、手紙、証明書、許可書、請求書等が挙げられる。民間事業者による信書の送達に関する法律3条（郵便法の適用除外）に掲げる場合に該当して信書便物の送達を行う者から交付される信書については、輸出入通関に関して郵便物同様の取扱いがされている（関税法78条の3）。

Advanced Study

1 その他の「みなし内国貨物」

前述の4つの他に、以下のものについても、内国貨物とみなされる。

- 輸出または輸入してはならない貨物に関する規定その他一定の関税法上の犯罪に関する規定により没収されたもの
- 還付されるべき領置物件又は差押物件について、公告の日から6月を経過しても還付の請求がないため、国庫に帰属したもの
- 通告処分の規定により、没収に該当する物件として税関長に納付されたもの
- 還付される領置物件又は差押物件で、関税が徴収されたもの
- 還付される領置物件又は差押物件で、関税の徴収をしない者（刑事訴訟法の規定により外国貨物の返還を受ける者で、関税が納付されていないことを知らないで当該貨物を所持することとなったと認められるもの）に対して返還されたもの
- 法律の規定により没収され、又は国庫に帰属したもの

2 輸出を許可された貨物（外国貨物）とみなすもの

関税法76条第5項（郵便物の輸出入の簡易手続）の規定により通知[※]された郵便物（輸出されるもの）は、輸出の許可を受けたものではないが、所定の手続を経て適法に外国に向けて送り出されるものであるので、関税法の適用上、輸出を許可された貨物（外国貨物）とみなす（73条の2）。

※ 税関長は、輸出される郵便物中にある信書以外の物については、税関職員に必要な検査をさせる（76条第1項ただし書）。検査が終了したとき又は検査の必要がないと認めるときは、日本郵便株式会社にその旨を通知しなければならない（76条5項）。

2. 輸入許可前引取承認を受けた貨物

輸入許可前引取承認を受けた貨物については、一定の場合を除き、内国貨物とみなされる。手続の詳細については、第2章で学習する。

条文のポイント 005

輸入の許可前における引取りの承認を受けた外国貨物は、関税法の適用については、次の規定を除くほか、**内国貨物とみなす**。

- 1 課税物件の確定時期（関税法第4条）
- 2 適用法令（関税法第5条）
- 3 関税等の納付と輸入の許可（関税法第72条）
- 4 税関職員の権限（関税法第105条）
- 5 特別の場合における税関長の権限（関税法第106条）

6 その他の用語の定義

これまでに見てきたもののほかに、関税法で規定されている用語の定義として押えておくべきものは、以下のものである（関税法2条1項15条の3第1項、施行令13条の3）。

条文のポイント 006

- 1 「**附帯税**」とは、**関税のうち延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税**をいう。
- 2 「**外国貿易船**」とは、外国貿易のため本邦と外国との間を往来する船舶をいう。
- 3 「**外国貿易機**」とは、外国貿易のため本邦と外国との間を往来する航空機をいう。
- 4 「**沿海通航船**」とは、本邦と外国との間を往来する船舶以外の船舶をいう。
- 5 「**国内航空機**」とは、本邦と外国との間を往来する航空機以外の航空機をいう。
- 6 「**船用品**」とは、燃料、飲食物その他の消耗品及び帆布、綱、じょうろその他これらに類する貨物で、船舶において使用するものをいう。
- 7 「**機用品**」とは、航空機において使用する貨物で、船用品に準ずるものをいう。
- 8 「**開港**」とは、貨物の輸出及び輸入並びに外国貿易船の入港及び出港その他の事情を勘案して政令で定める港をいう。
- 9 「**税関空港**」とは、貨物の輸出及び輸入並びに外国貿易機の入港及び出港その他の事情を勘案して政令で定める空港をいう。
- 10 「**不開港**」とは、港、空港その他これらに代り使用される場所で、開港及び税関空港以外のものをいう。
- 11 「**特殊船舶等**」とは、本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機で外国貿易船又は外国貿易機以外のもの（公用船、公用機その他の船舶又は航空機のうち、外国の軍艦及び軍用機並びに海上における保安取締り及び海難救助に従事する公用船を除く）をいう。

■ ■ ■ コ ラ ム ■ ■ ■

「じう器」とは？

～船用品に関する用語の意義～

「船用品」とは、燃料、飲食物**その他の消耗品**及び帆布、綱、**じう器****その他これらに類する貨物**で、船舶において使用するものであった。この場合における用語の意義は、次のようになる（基本通達2－11）。本試験でここまで細かく問われることはまずないが、気になる箇所ではあると思われるので、参考にしていただきたい。

① 「その他の消耗品」

船舶の航行中にその船舶用として消費し、又はその船舶の旅客若しくは乗組員が消費するものをいう。

→潤滑油、ペイント、エナメル、**医薬品**、事務用消耗品等

② 「じう器」（什器）

船室等に備え付ける**備品**で、旅客又は乗組員の**生活**に必要なと認められるものをいう。

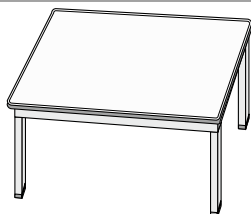
→机、寝台、ラジオ、テレビ等

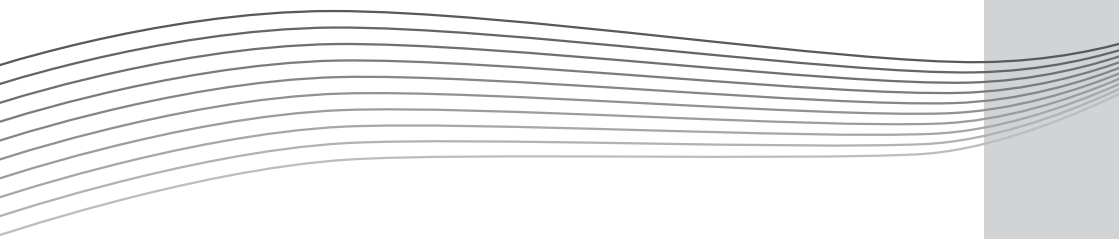
③ 「その他これらに類する貨物」

消耗品、**じう器等**以外の貨物で、次のものをいう。

i) 船舶の航行に直接又は間接に必要な**計器類**、電気器具類、修理部品**その他これらに類するもの**

ii) 旅客又は乗組員の**厚生用物品**で船舶に備え付けられるもの



A series of approximately ten thin, dark gray wavy lines that flow from the left side of the page towards the right, ending near the center. They have a rhythmic, undulating pattern.

貨物分類

関税率表の解釈に関する通則

この表における物品の所属は、次の原則により決定する。

- 1 部、類及び節の表題は、単に参照上の便宜のために設けたものである。この表の適用に当たっては、物品の所属は、項の規定及びこれに関係する部又は類の注の規定に従い、かつ、これらの項又は注に別段の定めがある場合を除くほか、次の原則に定めるところに従って決定する。
- 2(a) 各項に記載するいずれかの物品には、未完成の物品で、完成した物品としての重要な特性を提示の際に有するものを含むものとし、また、完成した物品（この2の原則により完成したものとみなす未完成の物品を含む。）で、提示の際に組み立ててないもの及び分解してあるものを含む。第1部1類から第6部38類までに分類されるものは通常、通則2(a)の規定は適用されない。
- (b) 各項に記載するいずれかの材料又は物質には、当該材料又は物質に他の材料又は物質を混合し又は結合した物品を含むものとし、また、特定の材料又は物質から成る物品には、一部が当該材料又は物質から成る物品も含む。二以上の材料又は物質から成る物品の所属は、3の原則に従って決定する。
- 3 2(b)の規定の適用により又は他の理由により物品が二以上の項に属するとみられる場合には、次に定めるところによりその所属を決定する。
- (a) 最も特殊な限定をして記載をしている項が、これよりも一般的な記載をしている項に優先する。ただし、二以上の項のそれぞれが、混合し若しくは結合した物品に含まれる材料若しくは物質の一部のみ又は小売用のセットの構成要素の一部のみについて記載をしている場合には、これらの項のうち一の項が当該物品について一層完全な又は詳細な記載をしているとしても、これらの項は、当該物品について等しく特殊な限定をしているものとみなす。
- (b) 混合物、異なる材料から成る物品、異なる構成要素で作られた物品及び小売用のセットにした物品であって、(a)の規定により所属を決定することができないものは、この(b)の規定を適用することができる限り、当該物品に重要な特性を与えている材料又は構成要素から成るも

のとしてその所属を決定する。

- (c) (a)及び(b)の規定により所属を決定することができない物品は、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

4 前記の原則によりその所属を決定することができない物品は、当該物品に最も類似する物品が属する項に属する。

5 前記の原則のほか、次の物品については、次の原則を適用する。

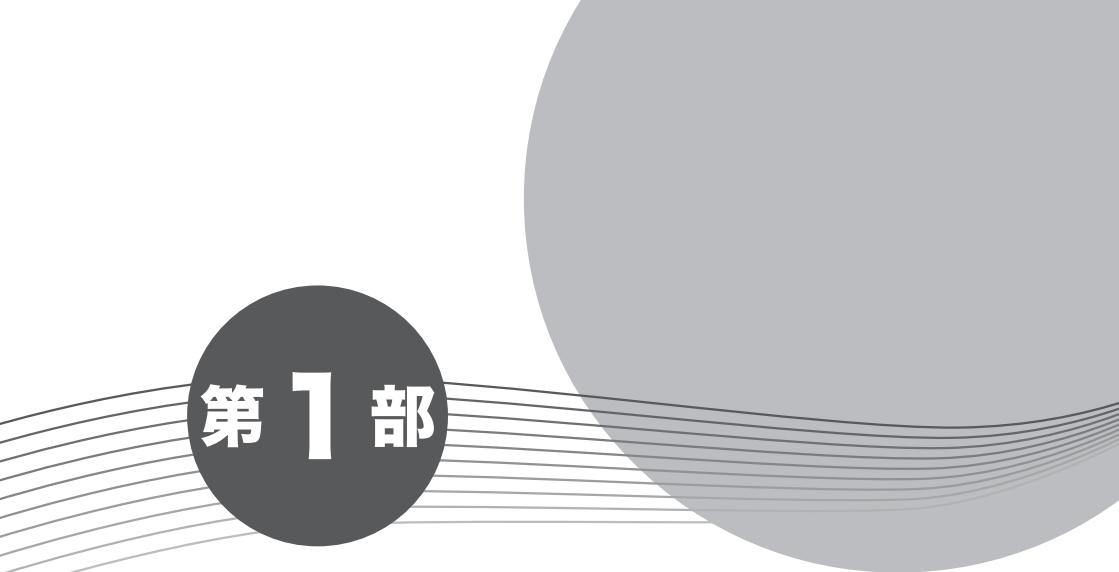
- (a) 写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、製図機器用ケース、首飾り用ケースその他これらに類する容器で特定の物品又は物品のセットを収納するために特に製作し又は適合させたものであつて、長期間の使用に適し、当該容器に収納される物品とともに提示され、かつ、通常当該物品とともに販売されるものは、当該物品に含まれる。ただし、この(a)の原則は、重要な特性を全体に与えている容器については、適用しない。

- (b) (a)の規定に従うことを条件として、物品とともに提示し、かつ、当該物品の包装に通常使用する包装材料及び包装容器は、当該物品に含まれる。ただし、この(b)の規定は、反復使用に適することが明らかな包装材料及び包装容器については、適用しない。

6 この表の適用に当たっては、項のうちのいずれの号に物品が属するかは、号の規定及びこれに関係する号の注の規定に従い、かつ、前記の原則を準用して決定するものとし、この場合において、同一の水準にある号のみを比較することができる。この6の原則の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、関係する部又は類の注も適用する。

備考

- 1 この表の各号に掲げる物品の細分として同表の品名の欄に掲げる物品は、当該各号に掲げる物品の範囲内のものとし、当該物品について限定がある場合には、別段の定めがあるものを除くほか、細分として掲げる物品にも同様の限定があるものとする。
- 2 この表の税率の欄において、割合をもって掲げる税率は価格を課税標準として適用するものとし、数量を基準として掲げる税率はその数量を課税標準として適用するものとする。この場合において、その数量は、正味の数量とする。
- 3 この表において「課税価格」とは、従量税品にあつては、第4条から第4条の9までの規定に準じて算出した価格とする。
- 4 この表において「%」は、百分率を表すものとする。
- 5 第77類は、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約において将来使用する可能性に備えて保留されており欠番となっている。



第 1 部

動物（生きているものに限る。）
及び動物性生産品

第1部

- この部の属又は種の動物には，文脈により別に解釈される場合を除くほか，当該属又は種の未成熟の動物を含む（部注1）。
- この表において乾燥した物品には，文脈により別に解釈される場合を除くほか，脱水し，水分を蒸発させ又は凍結乾燥したものを含む（部注2）。

第1類 動物（生きているものに限る。）

ランクA

生きている動物のうち、ほとんどのものが、この類に含まれる。3類(魚、甲殻類等)との比較が重要である。

含まれるもの	含まれないもの
哺乳類（牛，豚，羊，くじら，いのしし，犬，馬，しま馬，やぎ等）	いせえび うなぎ
鳥類（鶏，あひる，七面鳥等）	たこ（以上，3類）
爬虫類（かめ，ワニ等）	培養微生物（30.02 項）
両生類（かえる等）	巡回サーカス又は巡回動物園用の動物（95.08 項）
昆虫（みつばち等）	
（以上，いずれも生きているもの）	

ここに注目

- ① 魚等（3類），培養微生物（30類），巡回サーカス，巡回動物園又は巡回劇場の設備である動物（95類）を除くほか，すべての動物（生きているものに限る）を含む（注1(a),(b),(c)）。
- ② 1類及び2類において，馬には，しま馬を含まない。
- ③ 1類から16類までにおいて，牛には水牛を含み，豚にはいのししを含む。

第 1 部

番 号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Prefer- ential	暫 定 Tempo- rary		
01.01			馬, ろ馬, ら馬及びヒニー (生きて いるものに限る。)						Live horses, asses, mules and hinnies:
01.02			牛 (生きているものに限る。)						Live bovine animals:
01.03			豚 (生きているものに限る。)						Live swine:
01.04			羊及びやぎ (生きているものに限 る。)						Live sheep and goats:
01.05			家禽 (鶏 (ガルス・ドメスティ クス), あひる, がちょう, 七面鳥 及びはろほろ鳥で, 生きているもの に限る。)						Live poultry that is to say, fowls of the species <i>Gallus domesticus</i> , ducks, geese, turkeys and guinea fowls:
01.06			その他の動物 (生きているものに限 る。)						Other live animals:

第2類 肉及び食用のくず肉

ランクA

食用の肉等について規定している。16類(肉等の調製品), 15類(油脂等)との比較が重要である。

含まれるもの	含まれないもの
冷凍した牛肉 冷蔵の牛タン 生鮮の牛の肝臓 塩蔵した豚肉 くん製の鳥肉 豚の筋肉層のない脂肪 家きんの脂肪	食用に適しない肉 (5類) 牛の胃 (5類) 調製した肉 (16類) ソーセージ (16類) 豚脂 (ラード等) 家きん脂 (以上, 15類)

ここに注目

- ① 次の物品を**含まない**。
- (a) 02.01 項～02.08 項及び02.10 項の物品 (2 類の物品のうち02.09 項以外のもの) で, **食用に適しないもの** (注1(a))
- (b) 動物の**腸, ぼうこう及び胃** (→5類) (注1(b))
- (c) 動物の**血** (→5類又は30類) (注1(b))
- (d) 02.09 項の物品 (家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪で, 溶出その他の方法で抽出してないもの) を**除く動物性脂肪** (→15類) (注1(c))
- ② **食肉** (2類) と**肉の調製品** (16類) は, **加工の程度**で分類が異なる。

2類	16類
生鮮 冷蔵 冷凍 塩蔵, 塩水漬け※1, 乾燥, くん製	調製等 ・加熱調理 (煮る, 焼く, 蒸す) ・食酢により保存に適する処理 その他, 左記以外の処理

※1 砂糖又は砂糖の水溶液を軽くふりかけた肉及びくず肉もこの類に属する。

※2 くず肉には, 別段の定めがあるものを除くほか, 臓器を含む (備考1)

第3類 魚並びに甲殻類，軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

ランクA

魚，甲殻類等を規定している。1 類（動物）との比較が特に重要であり，できる限り具体例を覚えた方がよい。

含まれるもの	含まれないもの
観賞用の魚	←→食用に適しない状態の生きていない魚，甲殻類，軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（5 類）
くん製の魚，甲殻類，軟体動物， その他の水棲無脊椎動物 冷凍のえび うなぎ 生きているかたつむり あじのフィレ 塩蔵のあさり なまこ（乾燥したもの，塩蔵したもの） 生きているたこ	←→調製した魚，甲殻类等（16 類） キャビア，魚卵から調製したキャビア代用物（16 類）
殻付きの甲殻類（蒸気又は水煮による調理をしたもの） 魚，甲殻類，軟体動物，水棲無脊椎動物の粉，ミール，ペレット（食用に適するもの） あわび しらこ 塩蔵した魚の肝臓	←→殻を除いた甲殻類（蒸気又は水煮による調理をしたもの）(16 類)

ここに注目

- ① 甲殻類→いせえび、えび、ロブスター、シュリンプ及びプローン、かに等
- ② 軟体動物→かき、い貝、はまぐり、いか、たこ、かたつむり等
- ③ その他の無脊椎動物→うに、くらげ、なまこ等
- ④ この類には、生きているもの、生鮮、冷蔵、冷凍、乾燥、塩蔵、塩水漬け、くん製のものが含まれ、原則として加熱調理したものは含まない。

ただし、くん製の際に、またはくん製の前に加熱による調理をしたものはこの類に含まれる(03.05 項, 03.06 項, 03.07 項, 03.08 項)。

※ペレットとは、直接圧縮すること又は少量の結合剤を加えることにより固めた物品をいう。(類注2)

番 号 No.	統計 細分 Code No.	N A C C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Prefer- ential	暫 定 Tempo- rary		
03.06			甲殻類(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)、くん製した甲殻類(殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)、蒸気又は水素による調理をした殻付きの甲殻類(冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。))並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)						Crustaceans, whether in shell or not, live, fresh, chilled, frozen, dried, salted or in brine; smoked crustaceans, whether in shell or not, whether or not cooked before or during the smoking process; crustaceans, in shell, cooked by steaming or by boiling in water, whether or not chilled, frozen, dried, salted or in brine; flours, meals and pellets of crustaceans, fit for human consumption:

第4類 酪農品，鳥卵，天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品 ランクA

酪農品等を規定している。各類との比較で出題される可能性があり，表題と代表的な品目については押えておく必要がある。

含まれるもの	含まれないもの
卵黄	卵白 (35 類)
鳥卵	
ミルク	アイスクリーム (21 類)
クリーム	
ヨーグルト	
チーズ	マーガリン (15 類)
バター	
バターミルク	人造はちみつ (17 類)
天然はちみつ	
ホエイ	乳幼児用の粉ミルク (19 類)
脱脂粉乳	

ここに注目

- ① ミルク及びクリーム，バター，ヨーグルト等の調製品は，19類に属する。
- ② 鳥卵は，殻の有無により所属が異なるが，いずれもこの類に属する（04.07 項，04.08 項）。
- ③ ミルク及びクリームの所属決定要件は，脂肪分の含有量である。
- ④ バター→乳脂肪分が全重量の 80%以上 95%以下で，無脂乳固形分が全重量の 2%以下であり，かつ，水分が全重量の 16%以下のものに限る（注 2(a)）。

番 号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Prefer- ential	暫 定 Tempo- rary		
04.01			ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）						Milk and cream, not concentrated nor containing added sugar or other sweetening matter:
0401.10			脂肪分が全重量の 1 % 以下のもの						of a fat content, by weight, not exceeding 1%:
0401.20			脂肪分が全重量の 1 % を超え 6 % 以下のもの						Of a fat content, by weight, exceeding 1% but not exceeding 6%:
0401.40			脂肪分が全重量の 6 % を超え 10% 以下のもの						Of a fat content, by weight, exceeding 6%:
04.07									
0407.00			殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。）						Birds' eggs, in shell, fresh, preserved or cooked:
04.08			殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）						Birds' eggs, not in shell, and egg yolks, fresh, dried, cooked by steaming or by boiling in water, moulded, frozen or otherwise preserved, whether or not containing added sugar or other sweetening matter:

第5類 動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）

ランクB

この類に含まれるものは、「食べられないもの」と覚えておくとよい。

含まれるもの	含まれないもの
食用に適しない肉・魚・甲殻類 牛の腸	←→ 食用肉（2類） ←→ 羊の腸を加工してできた楽器用の弦（92類） テニスラケットのガット（42類）
彫刻用の骨 原皮くず さんご 人髪 動物の血液 ブラシ製造用の豚毛 羽毛（加工してないもの） 羽毛皮（加工してないもの） アイボリー かめの甲	←→ 動物の標本（97類） ←→ 原皮（41類） ←→ 天然又は養殖の真珠（71類） ←→ かつら（67類） ゼラチン（35類） 毛皮のコート（43類）

ここに注目

- ① **人髪**は、加工※1してないものに限り、この類に属する(05.01項)。

※1 例えば、細かくし、染色し、漂白し、カールし、又はいれげ、かつら等の製造のために調製すること、及び毛の向きをそろえることをいい、毛を長さにより選別すること、平行にそろえることは加工にあたらな（注2）。

- ② **動物の腸、ぼうこう、胃及び血は、食用であるかないかを問わず、この類に属する（注1(a)）。**ただし、予防用又は診断用に調製した動物の血は、30類（医療用品）に属する。

- ③ 象、かば、せいうち、いつかく又はいのししのきば、さい角及び**すべての動物の歯**は、**アイボリー**とする（注3）。

アイボリー、かめの甲、さんごは加工してないもの及び単に形に整えたものに限り第5類に分類し、特定の形状に切ったものは含まない（→96類）

- ④ **ほうき又はブラシ製造用に結束し又は房状にした獣毛で、小分けすることなく取り付けてほうき又はブラシとするもの及びほうき又はブラシに取り付けるために些細な加工のみを必要とするものを含まない（注1(d)）。**（→96類）。

- ⑤ **原皮、毛皮を含まない（注1(b)）。**（→41類、43類）

第 1 部 確 認 問 題

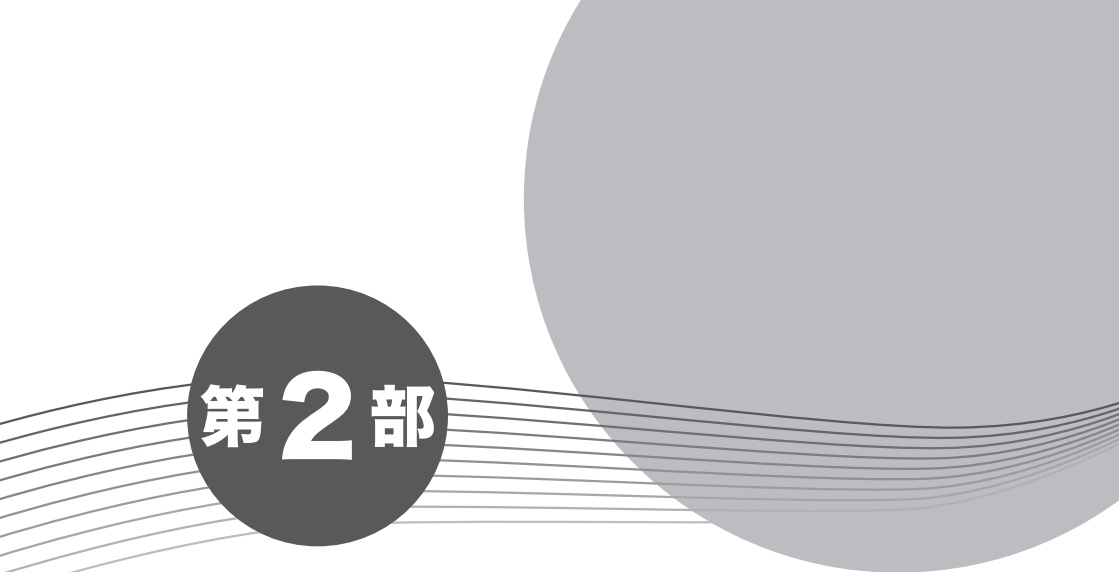
- 1 巡回サーカスに使用される動物で、生きているものは第1類（動物（生きているものに限る））に分類される。
- 2 第1類（動物（生きているものに限る））には、哺乳類、鳥類、魚、爬虫類、甲殻類及びその他の水棲無脊椎動物を含む生きた動物を含む。
- 3 くん製した牛肉は、第2類（肉及び食用のくず肉）に属する。
- 4 牛の舌と牛の胃は、同じ類に分類される。
- 5 第3類（魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物）の魚には、生きていない魚で、食用に適しない種類又は状態のものは含まない。
- 6 第3類（魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物）に分類される冷蔵のサバをフィレにし冷凍したものは第3類に分類される。
- 7 水煮による調理をした殻付きのえび（冷凍のもの）は、第3類に分類する。
- 8 くん製したいかは、第3類（魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物）に属する。
- 9 ミルクの所属決定要件は、脂肪分の含有量である。
- 10 卵白及び卵黄は、第4類（酪農品等）に属する。
- 11 動物の原皮は、第5類（動物性生産品）に属する。
- 12 予防用又は診断用に調製した動物の血は、第5類（動物性生産品）には含まれない。
- 13 象、かば、せいうち、いつかく又はいのししのきば、さい角及びすべての動物の歯は、第5類の注の規定により、アイボリーとする。

解 答

1-×, 2-×, 3-○, 4-×, 5-○, 6-○, 7-○, 8-○, 9-○, 10-×, 11-×,
12-○, 13-○

解 説 (以下, ×のものについて解説します)

- 1 巡回サーカスに使用される動物で, 生きているものは95類(がん具, 遊戯用具等)に分類される。
- 2 魚, 甲殻類, 水棲無脊椎動物は, 1類ではなく, 3類(魚並びに甲殻類, 軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物)に分類される。
- 4 牛の舌は2類(肉等), 牛の胃は5類(動物性生産品)に分類される。
- 10 卵黄は4類(酪農品等), 卵白は35類(たん白系物質等)に分類される。
- 11 動物の原皮は41類(原皮及び革)に分類される。



第2部

植物性生産品

第6類 生きている樹木その他の植物及びりん茎，根その他 （ランクC）
これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉

生きている樹木その他の植物等を規定している。食用のものは含まれないと考えておけばよい。

含まれるもの	含まれないもの
チューリップの球根 接ぎ木してあるばら 切花（花束用又は装飾用） 天然のクリスマスツリー ドライフラワー こけ 植物の葉 盆栽	食用ばれいしょ たまねぎ シャロット にんにく（以上，7類） しょうがの根茎（9類） 香料製造用の花（12類）

ここに注目

- チコリー及びその根（06.01 項）の場合を除くほか，通常，栽培用又は装飾用のもののみを含むものとし，ばれいしょ，たまねぎ，シャロット，にんにくその他の物品を含まない（注1）。（→7類）

第7類 食用の野菜、根及び塊茎

ランクA

食用の野菜は、この類に属する。香辛料(9類)、穀粉(11類)、調製品(20類)等との比較が重要である。

含まれるもの	含まれないもの
冷凍したそらめめ(水煮による調理をしたもの)	酢漬けのきゅうり(20類)
とうがらし(乾燥・破碎・粉碎してないもの)	とうがらし(乾燥し、破碎又は粉碎したもの)(9類)
たけのこ	しょうが(9類)
小豆	豆の粉
ばれいしょの塊茎(繁殖用)	ばれいしょの粉(以上、11類)
ベジタブルミックス	
スイートコーン	とうもろこし(10類)
たまねぎ	ひき割り大豆
きのこ(きくらげ、しいたけ等)	飼料用植物(以上、12類)
トリフ	
オリーブ	
にんにく	
なす	
パセリ	
かぼちゃ	
アーティチョーク	
トマト	
かんしょ	
さといも	

ここに注目

① 20類(野菜等の調製品)との比較

生鮮のもの、冷蔵、冷凍、乾燥のもの、 一時的な保存に適する処理※をしたもの	→ 7類
上記以外の方法により調製等をしたもの	→ 20類

※ 亜硫酸ガス、塩水等の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る(07.11項)。

② 冷凍野菜は、調理していないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものが、7類に属する(07.10項)。なお、冷凍する前に塩又は砂糖を加えた野菜も、7類(07.10項)に含まれる(解説)。

③ 生鮮又は冷蔵のたまねぎの所属決定要件は、1kgあたりの課税価格である。

④ とうがらし属又はピメンタ属の果実を乾燥し、破碎し又は粉碎したものを含まない(注4)(→09.04項)

⑤ 12.14項の飼料用植物(飼料用の乾草、ルーサン等)を含まない(注1)(→12.14項)

第8類 食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロン^①の皮 (ランクA)

食用の果実及びナット等は、この類に属する。7類の物品とともに、調製品(20類)等との比較が重要である。

含まれるもの	含まれないもの
乾燥したくるみ(殻を除いたもの) 干しぶどう	マロングラッセ ピーナツバター(以上、20類)
オレンジ アーモンド アボカド ココヤシの実 くり ぶどう すいか スウィーティ ドリアン	オレンジジュース(20類) バニラビーンズ コーヒー(以上、9類) ナッツの粉(11類) 落花生(いってないもの)(12類) カカオ豆(18類)

ここに注目

- ① 食用でない果実及びナットを含まない(注1)。
- ② 冷蔵した果実及びナットは、生鮮のものと同一の項に属する(注2)。
- ③ 7類(食用の野菜等)の場合と同様に、生鮮のもの、冷蔵、冷凍、乾燥のもの、一時的な保存に適する処理^{*}をした果実及びナットは8類に、その他の方法により調製又は保存に適する処理をしたものは20類に属する。
^{*} 亜硫酸ガス、塩水等の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る(08.12項)。
- ④ 冷凍果実及び冷凍ナットは、調理していないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない(08.11項)。
- ⑤ 生鮮のバナナ、ぶどう、オレンジ、グレープフルーツの所属決定要件は、輸入の時期である。

第9類 コーヒー、茶、マテ及び香辛料

ランクB)

コーヒー、茶、香辛料はこの類に属することに注意しておく必要がある。
7類（食用の野菜等）、21類（各種の調製食料品）との比較が重要である。

含まれるもの	含まれないもの
コーヒー コーヒーを含有するコーヒー 代用物 とうがらし（乾燥し、破碎または粉碎したもの） 緑茶 紅茶 ウーロン茶 シナモン（けい皮） ペPPER 丁子の実・花 ナツメグ（肉づく） コリアンダー しょうが うこん カレー粉 サフラン 月けい樹の葉	インスタントコーヒー（21類） コーヒーを含有しないコーヒー 代用物（いったもの）（21類） とうがらし（乾燥・破碎・粉碎していないもの）（7類） 丁子の皮・葉（12類） カフェイン（29類） クベバ（12類）

ここに注目

- ① 食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたしょうがを含まない。（→ 20 類）
- ② コーヒーの所属決定要件は、いってあるかどうか及びカフェインをのぞいてあるかどうかである。
- ③ 緑茶及び紅茶の所属決定要件は、1 包装あたりの正味重量である。
- ④ 茶については、香味を付けてあるかないかを問わない（09.02 項）。
- ⑤ 09.04 項から 09.10 項までの物品（各種香辛料）の混合物について
 - (a) 同一の項の二以上の物品の混合物は、その項に属する（注 1 (a)）。
 - (b) 異なる項の二以上の物品の混合物は、**09.10 項**に属する（注 1 (b)）。

第2部

番 号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Prefer- ential	暫 定 Tempo- rary		
09.04			とうがらし属又はピメンタ属の果実 (乾燥し、破碎し又は粉碎したもの に限る。)及びこしょう属のペッパー ペッパー						Pepper of the genus <i>Piper</i> ; dried or crushed or ground fruits of the genus <i>Capsicum</i> or of the genus <i>Pimenta</i> : Pepper :
			とうがらし属又はピメンタ属の果 実						Fruits of the genus <i>Capsicum</i> or of the ge- nus <i>Pimenta</i> :
09.05			バニラ豆						Vanilla :
09.06			けい皮及びシンナモンツリーの花						Cinnamon and cinnamon-tree flowers :
09.07			丁子(果実、花及び花梗に限る。)						Cloves (whole fruit, cloves and stems) :
09.08			肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類 肉ずく						Nutmeg, mace and cardamoms : Nutmeg :
			肉ずく花						Mace :
			カルダモン類						Cardamoms :
09.09			アニス、大ういきよう、ういきよう、 コリアンダー、クミン又はカラウエ イの種及びジュニパーベリー コリアンダーの種						Seeds of anise, badian, fennel, coriander, cumin or caraway; juniper berries : Seeds of coriander :
			クミンの種						Seeds of cumin :
			アニス、大ういきよう、カラウエ イ又はういきようの種及びジュニ パーベリー						Seeds of anise, badian, caraway or fennel ; juniper berries :
09.10			しょうが、サフラン、うこん、タイ ム、月けい樹の葉、カレーその他の 香辛料 しょうが						Ginger, saffron, turmeric (curcuma), thyme, bay leaves, curry and other spices : Ginger :
0910.20			サフラン						Saffron :
0910.30			うこん						Turmeric (curcuma) :
0910.91			その他の香辛料 この類の注1 (b)の混合物						Other spices : Mixtures referred to in Note 1 (b) to this Chapter :
0910.99			その他のもの						Other :

第10類 穀物

ランクB

この類では、穀物を規定している。7類（食用の野菜等）、19類（穀物等の調製品）との比較が重要である。

含まれるもの	含まれないもの
とうもろこし	←→ スイートコーン（7類）
小麦	←→ 小麦粉（11類）
米	いっただ麦芽（11類）
大麦	いっただ大麦（コーヒー代用物）（21類）
そば	
オート	

ここに注目

- ① この類の各項の物品は、穀粒があるもの（穂または茎に付いているかないかを問わない）に限り、当該各項に属する（注1(A)）。
- ② **穀の除去**その他の加工をした**穀物**を**含まない**。ただし、玄米、精米、研磨した米、つやだした米、パーボイルドライス及び砕米は、「米」（10.06項）としてこの類に属する（注1(B)）。
- ③ **とうもろこし**には、**播種用**のものを**含む**（10.05項）。
- ④ **とうもろこし**（10.05項）には、**スイートコーン**を**含まない**（注2）。（→7類）
- ⑤ **とうもろこし**の所属決定要件は、**用途**である。
- ⑥ 米と穀物の調製品（19類）は、**調理の有無**で分類が異なる。

第11類 穀粉，加工穀物，麦芽，でん粉，イヌリン及び **（ランクB）**
小麦グルテン

この類では、穀粉を規定している。10類（穀物）、19類（穀粉等の調製品等）との比較が重要である。

含まれるもの		含まれないもの
小麦粉	↔	小麦（10類）
ひき割り穀物・穀物のミール	↔	ひき割り大豆（12類）
いった麦芽	↔	いった麦芽（コーヒー代用物として調製したもの）（21類）
でん粉（調製していないもの）	↔	調製したでん粉（19類）
豆の粉		落花生（いってないもの）（12類）
ばれいしょの粉		コーンフレーク
ばれいしょでん粉		タピオカ（以上、19類）
ナッツの粉末		
コーンスターチ		
バナナの粉	↔	大豆の粉（12類）

ここに注目

- 調製香料及び化粧品類の特性を有するでん粉を含まない（注1(f)）。（→ 33類）

第12類 採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物 ランクB

この類に属する物品の中では、特に大豆とごまに注意しておく必要がある。7類（食用の野菜等）、10類（穀物）ではなく、「採油用の種」として分類される。

含まれるもの		含まれないもの
落花生（いってないもの）	↔	いった落花生（20類）
マスタードの種	↔	マスタードの粉末（21類）
大豆（大豆の粉も含む）		スイートコーン
ごま		オリーブ（以上、7類）
こんにゃく芋		ココヤシの実（8類）
丁子の皮・葉		寒天（13類）
サフラワールの種・粉末		ピーナツバター（20類）
さとうきび		こんにゃく（21類）
甘草		
播種用の種・果実・孢子		
わかめ		
海草		
穀物のわら		
飼料用の乾草		
脱穀により得られる穀物の殻		
大麻草		
香料製造用の花		

ここに注目

- ① **播種用の種**はこの類に**含まれる**が、播種用のものであっても、次の物品はこの類に**含まれない**（注3）。
 - (a) **豆及びスイートコーン**（→7類）
 - (b) **香辛料**（→9類）
 - (c) **穀物**（→10類）
- ② **大豆は、割ってあるかないかを問わず、この類に属する**（12.01 項）。
- ③ **落花生の所属決定要件は、殻の有無である。**
- ④ **海草その他の藻類は、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限り、この類に属する。粉碎してあるかないか、食用のものであるかを問わない**（12.12 項）。
- ⑤ **穀物のわらで清浄にし、漂白し、又は染色したものを含まない。**（→14 類）

第13類 ラック並びにガム，樹脂その他の植物性の液汁 及びエキス ランクC

この類では，植物性の液汁及びエキスを規定している。本試験ではほとんど出題されていない。

含まれるもの		含まれないもの
オレオレジン（松やに等）	↔	オレオレジン抽出物（33類）
アラビアゴム	↔	天然ゴム（40類）
甘草エキス		チューインガム（17類）
寒天		麦芽エキス（19類）
うるし		コーヒーのエキス（21類）
		しょう脳（29類）

ここに注目

- ① 甘草エキスで，しょ糖の含有量が全重量の10%を超えるもの及び菓子にしたものは含まない（注1(a)）。(→17類)
- ② アルコールを含有する飲料を構成する植物性の液汁及びエキスは含まない（注1(d)）。(→22類)

第 14 類 植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品 ランクC

植物性の組物材料等を規定している。本試験ではほとんど出題されていない。

含まれるもの	含まれないもの
ほうきに使用する植物性材料（未加工のもの） 竹 いぐさ 穀物のわら（清浄にし，漂白し，又は染色したもの） ボタン製造用のナット コットンリンター	ほうき（96 類）

ここに注目

- ① この類には，主として紡織用繊維の製造に使用する植物性材料及び植物性繊維（調製したものを含む）並びに紡織用繊維の材料としての用途のみに適する状態に加工したその他の植物性材料を含まない（注1）。（→第 11 部）
- ② 木毛（→ 44 類）及びほうき又はブラシ（→ 96 類）製造用に結束し又は房状にした物品を含まない（注2）。
- ③ コットンリンターとは，綿花の種子を覆う細い纖毛のことで，レーヨン等の原材料となる。

第

2

部

確

認

問

題

- 1 冷蔵のたまねぎの所属決定要件は、1 kg あたりの課税価格である。
- 2 スイートコーンは、穀物として第 10 類（穀物）に属する。
- 3 酢漬けのきゅうりは、第 7 類（食用の野菜等）に属する。
- 4 生鮮のぶどうと、それをしぼって得たぶどうジュースは同じ類に属する。
- 5 生鮮のオレンジの所属決定要件は輸入の時期である。
- 6 食酢により保存に適する処理をしたしょうがは、第 9 類（香辛料等）に属する。
- 7 香味を付けた茶は、茶として第 9 類（香辛料等）に分類する。
- 8 第 10 類の米と第 19 類の穀物の調製品は、調理の有無で分類が異なる。
- 9 重量比でライ麦（第 10.02 項）50%とオート（第 10.04 項）50%からなる混合物は、ライ麦に重要な特性があると認められ、第 10.02 項に分類される。
- 10 落花生の所属決定要件は、殻の有無である。
- 11 大豆と、それをしぼって得た大豆油は、同じ類に分類される。
- 12 オリーブは採油用の種として第 12 類（採油用の種等）に分類する。

解 答

1-○, 2-×, 3-×, 4-×, 5-○, 6-×, 7-○, 8-○, 9-×, 10-○, 11-×, 12-×

解 説

- 2 スイートコーンは、7類（食用の野菜等）に分類される。
- 3 酢漬けのきゅうりは、第20類（野菜、果実等の調製品）に分類される。
- 4 生鮮のぶどうは8類（食用の果実等）、ぶどうをしぼって得たぶどうジュースは20類（野菜、果実等の調製品）に分類される。
- 6 食酢により保存に適する処理をしたしょうがは、20類（野菜、果実等の調製品）に分類される。
- 9 重量比でライ麦（10.02項）50%とオート（10.04項）50%からなる混合物は、数字上の配列において最後となる項である10.04項に分類される（関税率表解釈通則3(c)）。
- 11 大豆は12類（採油用の種等）、大豆をしぼって得た大豆油は15類（動物性又は植物性の油脂等）に分類される。
- 12 オリーブは、7類（食用の野菜等）に分類される。

過去問

平成 28 年第 4 問

次の記述は、スイートコーンの分類に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。以下の課税率表（抜すい）を参考にし、正しいものをすべてを選び、その番号をマークしなさい。

これらのスイートコーンはいずれも、問題文に記載された以外の処理はされていないものとする。

- 1 水煮し、冷凍した粒状のスイートコーンは、冷凍野菜として第 07.10 項に属する。
- 2 天日乾燥した後に、第 11.02 項に定める穀粉の形状にしたスイートコーンは、乾燥野菜として第 07.12 項に属する。
- 3 凍結乾燥した全形のスイートコーンは、乾燥野菜として第 07.12 項に属する。
- 4 粒をフレーク状にした乾燥スイートコーンは、その他の加工穀物として第 11.04 項に属する。
- 5 そのままの状態で食するように調理されたスイートコーンの酢漬けは、一時的な保存に適する処理をした野菜として第 07.11 項に属する。

関税率表（抜すい）

第 1 部 動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品

部注

注 2 この表において乾燥した物品には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、脱水し、水分を蒸発させ又は凍結乾燥したものを含む。

第 7 類 食用の野菜、根及び塊茎

類注

注 2 第 07.09 項から第 07.12 項までにおいて野菜には、食用きのこ、トリフ、オリーブ、ケーパー、かぼちゃ、なす、スイートコーン（ゼア・マユス変種サカラタ）、とうがらし属又はピメンタ属の果実、ういきょう、パセリ、チャービル、タラゴン、クレス及びスイートマージョラム（マヨラナ・ホルテンシス及びオリガヌム・マヨラナ）を含む。

注3 第07.12項には、次の物品を除くほか、第07.01項から第07.11項までの野菜を乾燥したすべてのものを含む。

(b) 第11.02項から第11.04項までに定める形状のスイートコーン

第07.09項	その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
第07.10項	冷凍野菜（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限る。）
第07.11項	一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）
第07.12項	乾燥野菜（全形のものと及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。）

第11類 穀粉，加工穀物，麦芽，でん粉，イヌリン及び小麦グルテン

第11.02項	穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）
第11.03項	ひき割り穀物，穀物のミール及びペレット
第11.04項	その他の加工穀物（例えば，殻を除き，ロールにかけ，フレーク状にし，真珠形にとう精し，薄く切り又は粗くひいたもの。第10.06項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のものと及びロールにかけ，フレーク状にし又はひいたものに限る。）

解答

正解 1, 3, 4

解説

- 水煮し，冷凍した粒状のスイートコーンは，**07.10項の規定**により07.10項に属する。
- × 天日乾燥した後に，11.02項に定める**穀粉の形状**にしたスイートコーンは，**7類注3(b)の規定**に該当し，07.12項には**属さない**。
- 凍結乾燥した全形のスイートコーンは，**第1部注2の規定**により，07.12項に属する。
- 粒をフレーク状にした乾燥スイートコーンは，その他の**加工穀物として11.04項に属する**。
- × そのままの状態で食するように調理されたスイートコーンの酢漬けは，**07.11項の規定**により07.11項には**属さない**。